

# 御参考

平成22年度行政評価局調査  
テーマ選定関係

平成22年2月17日

第1回行政評価機能強化検討会

## これまで行政評価局で準備を行ってきた調査テーマ（案）

平成 22 年度については、鳩山総理大臣の所信表明演説（21 年 10 月 26 日）で表明されている「税金の無駄遣いの排除」「国民のいのちと生活」の観点からテーマを準備。なお、調査テーマを公募。

### 「税金の無駄遣いの排除」（行政運営の効率化）

- ① 「農地公共事業（農業水利施設）」
- ② 「防衛省調達業務等」
- ③ 「職員研修施設」\* （国の研修施設に効率化の余地。22 年 4 月より詳細調査を実施予定。23 年度予算編成過程に反映）

（注）独立行政法人の 22 年度業務実績評価において、保有資産の見直しを重要視点に反映

### 「国民のいのちと生活」（安全、安心）

- ④ 「児童虐待防止」\* （22 年 4 月から管区行政評価局等を動員し、調査を実施。）
- ⑤ 「テレワークの推進」（総合性確保評価）

### 「機動調査」（※政務三役指示、行政相談端緒、政府内の各レビュー機関との連携等により実施）

- ⑥ 「公共職業安定所の未充足求人対策」
- ⑦ 「障がい者雇用」（「雇用保険二事業」（平成 22 年 1 月勧告）のフォローアップ結果（6 か月後）を踏まえ検討）

### その他

- 「年金業務」（近日、「年金業務監視委員会」を設置予定）
- 年金管理運用独立行政法人の運営の在り方（厚生労働省の検討委員会への対応等）

\* 印は、平成 21 年度行政評価等プログラムに記載。また、二重枠囲みの項目は、「行政評価局調査」機能の多様化の一環として実施。

上記以外に調査を検討中のもの

- 保育行政（経費、参入規制等）
- 社会資本の維持管理・更新（長寿命化対策の実効性等）
- 事故米不正転売問題等への対応状況
- 検査検定、資格認定等（利用者負担軽減等）
- 法令遵守（会計経理の適正化等）

## 最近の行政評価局調査の主な実績

### 「ムダの削減」に関するもの

- (16年度) ○電子政府の推進、○実施庁に係る実績評価、○国民年金業務<※総務大臣指示>、○文化財保護、○行政手続法の施行・運用、○外交・在外業務、○中心市街地活性化、○農業経営構造対策、○経済協力（ODA）、○検査検定制度、○留学生の受入れ推進
- (17年度) ○民間団体補助金等（第一次）、○IT化推進施策、○農業災害補償
- (18年度) ○民間団体補助金等（第二次）、○地方支分部局等指導監督行政、○厚生年金保険
- (19年度) ○府省共通事務、○国等の債権管理等、○PFI事業
- (20年度) ○公共事業の需要予測等、○契約の適正化<※総理大臣指示>、○国の行政機関等の法令遵守等
- (21年度) ○契約の競争性確保緊急調査<※総務大臣指示>、○雇用保険二事業

### 「国民の安全・安心」に関するもの

- (16年度) ○自動車運送事業、○根拠法のない共済（いわゆる「無認可共済」）、○少子化対策、○湖沼の水環境の保全
- (17年度) ○化学物質の排出の把握・管理、○IT化推進施策、○自殺予防、○バリアフリー、○大気環境保全
- (18年度) ○検査等業務従事者の身分確認<※行政相談端緒>、○感染症対策、○鉄道交通の安全対策、○少年非行対策
- (19年度) ○労働安全・基準、○小児医療の推進等、○遊戯施設の安全確保対策緊急調査<※総務大臣指示>、○在外邦人の安全確保対策、○アスベスト対策、○原子力の防災業務（第一次）、○リサイクル対策
- (20年度) ○輸入農畜水産物の安全性確保、○介護保険事業、○行政手続等の本人確認、○原子力の防災業務（第二次）、○生活保護の自立支援等、○自然再生、○外国人観光振興
- (21年度) ○配偶者からの暴力防止（DV問題）、○低公害車

## 行政分野別の行政評価局調査の実施状況（平成元～21年度）

府省別	行政分野等	行政評価・監視、政策評価（統一性・総合性）の実績（平成元年度以降）
内閣府 本府	経済財政政策	
	沖縄・北方	
	男女共同参画等	少子化対策⑮、配偶者暴力⑱
	防災・安全確保	原子力防災（1次、2次）⑲、食品表示⑳
	国際平和協力	
	政府広報、その他	随意契約⑲
宮内庁		随意契約⑲
公正取引委員会	独占禁止 不当景品類・不当表示防止 下請保護	中小卸売業・小売業（流通合理化）⑧、中高層分譲共同住宅の管理等④、畜産（牛肉）②、随意契約⑲
警察庁		警察庁不祥事案対策⑫、自殺予防⑰、配偶者暴力⑱、随意契約⑲、薬物の乱用防止㉑
金融庁	金融検査	預貯金取扱金融機関⑨
	金融監督（証券、保険、金融（銀行等狭義）等）	根拠法のない共済⑯ 預貯金取扱金融機関⑨ 行政手続等の本人確認⑱
	証券取引の監視	
	金融制度	預貯金取扱金融機関⑨、根拠法のない共済⑯
総務省	行政管理、評価	電子政府の推進⑮
	地方行財政	地域輸入促進⑫、配偶者暴力⑲
	消防・防災	救急業務・救急医療業務⑤、危険物の保全⑧
	電気・情報通信	電波行政③⑩、電気通信⑤、IT化推進⑯
	郵政事業	郵政事業（資材調達、建築業務）②、郵便事業⑥、郵便貯金事業⑦、簡易生命保険⑧、郵政事業（施設整備、資材調達）⑨、簡易保険福祉事業団財務調査⑪、郵便事業・郵政三事業の事業別計理等⑬
	公害等調整	
	統計・その他	随意契約⑲
法務省	司法制度改革	
	検察	随意契約⑲
	矯正	矯正施設③、少年非行⑰
	更正保護	少年非行⑰
	公安	実施庁⑮
	登記、戸籍等	登記④⑩
	人権擁護	配偶者暴力⑳
	出入国管理	外国人就労②、外国人在留⑦、留学生⑮、在外公館㉑
外務省	地域別外交	外交・在外業務⑮
	分野別外交	外交・在外業務⑮
	広報、文化交流	国際文化交流①、留学生④、留学生⑮
	領事政策（領事サービス、海外邦人の安全確保、外国人問題）	外国人就労②、在外邦人安全福祉等⑥、外国人在留⑦、在外邦人安全確保⑫、在外邦人安全対策等⑱
	外交実施体制	在外公館①②、在外公館㉑
	経済協力	ODA⑤⑦⑭
	その他	随意契約⑲

財務省	予算、決算及び会計（補助金等）	特別会計制度の活用状況（歳入歳出決算の表示内容）⑬、国等の債権管理等⑰、補助金等（執行の適正化、事業効果の確保（1次、2次）⑨⑩、利用料金等を徴収する施設の整備⑪）、民間団体等を対象とした補助金等（1次、2次）⑯⑰、随意契約⑱
	租税	
	関税	税関業務の運営等③、既往勧告事項の推進（税関業務）⑩
	国庫、通貨、国有財産管理	国有財産の管理及び処分（国有地）⑤
	国際金融	
	徴税	税務行政⑪
	金融	
文部科学省	生涯学習	社会教育施設⑤、生涯学習振興⑦、
	初等中等教育	義務教育諸学校等③、在外邦人安全福祉等⑥、外国人子女等教育⑦、学校給食施設⑧、義務教育諸学校等⑨、外国人児童生徒等⑬、教員養成等⑭、少年非行⑰、在外邦人安全対策等⑱、配偶者暴力⑳
	高等教育	産業教育①、外国人就労②、留学生④、高等教育⑤、国立大学附属病院⑨、国立高専⑩、留学生⑮
	私学振興	義務教育諸学校等③、⑨、私学振興⑬
	科学技術・学術政策、研究振興・開発	科学技術②、宇宙開発⑧、科学技術⑩
	原子力安全	原子力防災（1次、2次）⑲
	スポーツ・保健	学校給食施設⑧、少年非行⑰、小児医療⑰、
	芸術文化	国際文化交流①、ODA⑤⑦⑭⑮、芸術文化振興⑥、文化財保護⑮
その他	随意契約⑱	
厚生労働省	健康・水道	難病対策等⑧、感染症対策⑯
	医療	国立病院・療養所③、救急業務・救急医療業務⑤、保健医療福祉（人材確保）⑥、難病対策等⑧、国立病院・療養所⑨、医療事故⑭、自殺予防⑰
	医薬品・食品	血液事業②、薬事（医薬品の安全対策）④、麻薬・覚せい剤⑨、医薬品（安全対策）⑪、食品の安全・衛生⑪、医療事故⑭、食品表示⑭⑯
	医療保険	医療保険事業④、老人医療等公費負担⑦、国民健康保険⑩、政府管掌健保⑫、感染症対策⑯
	雇用	高齢者対策（雇用就業・社会参加）④、雇用保険（雇用促進事業団）⑤、障害者の雇用就業⑦、介護労働者の雇用管理⑧、雇用促進事業団財務調査⑪、高齢者雇用対策⑫、障害者の就業等⑬、配偶者暴力⑱、雇用二事業⑳
	職業能力開発	雇用保険（雇用促進事業団）⑤、高齢者雇用対策⑫
	労働安全・基準	労災保険③、労働福祉事業団財務調査⑩、労災保険⑩、労働安全等⑰⑱
	雇用均等・パート	婦人就業対策②、女性労働⑧
	子ども・子育て支援	保育所①、児童福祉対策等⑧、少子化対策⑮、児童虐待㉑
	障害者福祉	障害者の雇用就業⑦、障害者の就業等⑬
	生活保護・福祉一般	消費生活協同組合②、社会福祉法人の指導監督③、生活保護⑦、社会福祉・医療事業団財務調査⑩、生活保護⑫、社会福祉法人の指導監督⑭、生活保護⑯
	援護	精神保健対策⑥
	介護・高齢者福祉	高齢者対策（要援護高齢者）①、高齢者対策（雇用就業・社会参加）④、シルバーサービス⑤、介護労働者の雇用管理⑧、要援護高齢者対策（特別養護老人ホーム施設基準）⑩、介護保険運用⑬、介護保険事業⑰
年金	国民年金⑨、厚生年金⑨、国民年金⑯、厚生年金⑰、検証委⑲	

	その他	随意契約⑱
農林水産省	食料・食糧	米の生産流通⑨、食品流通対策⑳
	消費安全	動物用医薬品①、農産物の検疫・検査⑧、農薬の使用管理⑬、食品表示⑭⑳、輸入農畜水産物の安全⑬
	生産・畜産	野菜の生産流通③、環境保全型農業⑤、畜産⑦
	農業経営	農業災害補償制度③、農業者年金制度④、担い手対策⑥⑫、農業構造改善⑧、食品の安全・衛生⑪、農業経営構造⑮、農業災害補償⑯
	農村振興	農業振興地域②、中山間地域対策⑤⑥、農業基盤整備事業⑦、都市農村交流⑯
	農林水産技術会議	農業技術の開発普及④、試験研究機関⑩
	林野	国有林野①、国有林野⑨、森林の保全管理⑬
	水産	漁業経営近代化②、漁業災害補償制度⑥、漁港⑩
	統計・その他	農林水産統計⑪、随意契約⑱、バイオマス⑳
経済産業省	経済産業	消費者保護（消費者取引適正化）③、中小卸売業・小売業（流通合理化）⑥、工業団地等造成事業等⑦、アルコール専売事業⑧、産業活動活性化（中小企業）⑭、中心市街地活性化⑮、製品安全⑳
	ものづくり・情報・サービス産業	化学物質排出⑮
	対外経済	輸入促進基盤整備④
	エネルギー・環境	電力・ガス④、低公害車⑱
	原子力安全・産業保安	原子力防災（１次、２次）⑱
	中小企業・地域経済活性化	中小企業対策（構造転換）②、中小卸売業・小売業（流通合理化）⑥、産業活動活性化（中小企業）⑭、中心市街地活性化⑮
	その他	随意契約⑱
国土交通省	防災	都市防災④、震災対策⑨、豪雨対策⑫
	地域振興	地域開発等プロジェクト⑧
	都市対策	都市内河川⑤、都市再開発⑦
	公共施設	公共用地取得⑦、都市内駐車場⑧、バリアフリー⑰、PFI事業⑱、遊戯施設⑱
	道路	道路（一般道路）②、道路（高速道路等）③、高速道路⑪⑫、社会資本（道路橋の長寿命化）⑳
	下水道等	下水道①、下水道等⑩
	港湾	港湾⑧
	治山・治水	水資源開発・利用②、水資源⑬
	環境保全	自然再生⑳
	土地・建物	住宅（公的資金住宅）②、土地対策③、中高層分譲共同住宅の管理等④、建築業⑤、建築行政⑥、中高層分譲共同住宅の管理⑪
	陸上運送	物流事業（貨物自動車運送事業）⑥、旅客自動車運送事業⑦、自動車の検査・登録・整備⑬、貸切バス⑳
	鉄道	鉄道事業（利用者サービス）①、旅客鉄道株式会社監督行政③、日本貨物鉄道株式会社及び日本国有鉄道清算事業団監督行政④、鉄道事業⑩、鉄道交通安全⑱
	海上運送等	海上交通安全②、海上運送事業⑧、船員行政⑫、海上災害対策⑮
	航空等	航空行政⑤、空港整備等⑬、航空安全⑮
	観光	外国人観光⑳
	気象	気象行政⑥⑳
	その他	公共工事の発注事務⑦、公共事業の評価⑫、公共事業評価システム⑭、留学生受け入れ⑯、実施庁実績評価⑯、公共事業の需要予測⑳、随意契約⑱

環境省	廃棄物・リサイクル対策	廃棄物対策⑦、容器包装リサイクル⑬、産業廃棄物⑮、リサイクル対策⑰
	総合環境政策	リサイクル対策（グリーン購入法関係）⑰
	環境・保健	PCB廃棄物対策⑭、化学物質の排出・管理⑮
	地球環境	バイオマス⑳
	水・大気環境	湖沼①、水質保全対策⑤、大気保全対策⑥、水資源の有効利用⑪、湖沼⑬、大気環境保全⑬、アスベスト⑱
	自然環境	野生生物保護③、自然環境保全（国立公園）⑫、自然再生⑱
	その他	随意契約⑱
防衛省		調達・補給業務等①、調達業務（陸自）⑩、調達業務（調達実施本部）⑩、調達業務（海自、空自）⑪、防衛施設の建設・管理等⑭、随意契約⑱
その他	規制緩和関連	規制行政（検査・検定等③、資格制度等⑩、基準・規格及び検査・検定⑪）、規制行政基本調査⑥⑦⑧、規制緩和フォローアップ⑥⑦⑧⑨、規制緩和⑦⑧⑨、検査検定制度⑭
	（構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査）	規制特例措置⑯⑰⑱（各年度、上半期及び下半期の2回実施）、特例措置追跡調査⑯（特区評価委員会に報告）
	許認可等行政手続の改善	許認可等行政事務手続②、競争契約参加手続④、行政手続の公正及び透明性の確保⑨、許認可等申請手続⑫、行政手続法の施行及び運用⑮、許認可等の統一的把握①～⑪、⑭⑮⑰⑱㉑
	行政サービスの改善	さわやか行政サービス改善評価調査①②③⑤⑦⑨、さわやか行政サービスの総点検①～⑫
	行政コストの削減等	官庁共通経費等⑫、府省共通事務⑱、職員研修施設㉑ 契約の競争性確保緊急調査㉑
	地方分権関連	国と地方の関係①、国の関与の実態把握①～⑪
	その他	縦割行政の弊害是正等④、法令等遵守態勢⑱、ホームページバリアフリー㉑

注) 1 ○数字は、調査実施年度を示す。

2 「消費者庁」は、平成21年9月発足につき勧告等の実績なし。

## 平成 22 年度実施予定の行政評価局調査テーマ候補の概要①

		作成担当	農林水産、環境担当室																																										
テーマ名	農地公共事業に関する行政評価・監視 ー農業水利施設を中心としてー																																												
背景事情・調査の目的（ポイント）	<p>① 農業水利施設等は、国民に安定的な食料の供給を行う農業生産面の役割を果たすだけでなく、水資源のかん養や洪水防止等の多面的機能を有する重要な社会共通資本</p> <p>② 我が国の農業用水の使用量は 549 億 m<sup>3</sup> / 年（取水量ベース）、我が国全体の水使用量の 3 分の 2。水源からほ場まで農業用水を送るための水路総延長は 40 万 km（地球約 10 周分、うち基幹的水路は 4 万 7 千 km）。7 千か所のダム等の基幹的水利施設。農林水産省は、その資産価値を 25 兆円と試算</p> <p>③ 農林水産省は、土地改良法に基づく「土地改良長期計画」（平成 20 年 12 月 26 日閣議決定。計画期間：平成 20 年度～24 年度）で、約 7.5 万 ha の農地で「農業水利施設」（ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等）の整備、約 3.7 万 ha の畑地で農業水利施設の整備等を計画。今後、更新時期を迎える農業水利施設数が大幅に増加。現施設を適切に管理し、効率的な保全と更新が必要。既存ストックの有効利用のため、適時の施設診断や予防保全対策を実施することにより、施設の長寿命化を図り、トータルとしての費用を節減する対策を実施</p> <p>④ しかし、農業水利施設の維持管理について中心的な役割を担う「土地改良区」（20 年 3 月末現在、5,256 団体）は、近年、農業者の高齢化や農産物価格の低迷など厳しい農業情勢等の中で、零細・小規模で財政基盤が脆弱化、その役割を十分に果たせなくなっている現状。</p> <p>農業水利施設の機能が十分発揮されるためには、土地改良区がその役割を發揮できる基盤を確保するための広域的な合併の積極的な推進、施設管理の高度化・合理化等に対応した適正な管理技術者の配置や施設の操作・保守・点検の励行、施設機能を維持するための適期・適切な整備補修等が必要</p>																																												
テーマの訴求点（一言）	農業水利施設の整備・維持管理の適正化・効率化 税金の無駄遣いの排除、コスト縮減																																												
関係閣議決定等	土地改良長期計画（平成 20～24 年度）（20 年 12 月 26 日閣議決定）																																												
関係法律	土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）																																												
主な関連指標の推移	<p>1 基幹的農業用排水施設の機能低下延長と標準耐用年数を超過した延長（単位：km）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 16`</th> <th>17`</th> <th>18`</th> <th>19`</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機能低下延長</td> <td>276</td> <td>312</td> <td>354</td> <td>264</td> <td>301</td> </tr> <tr> <td>標準耐用年数を超過した延長</td> <td>9,155</td> <td>9,942</td> <td>10,668</td> <td>11,755</td> <td>10,308</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）農林水産省の資料</p> <p>2 土地改良区数及び 1 改良区当たり面積（単位：団体、ha）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>昭和 35`</th> <th>平成 16`</th> <th>17`</th> <th>18`</th> <th>19`</th> <th>20`</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地改良区数</td> <td>13,041</td> <td>6,103</td> <td>5,853</td> <td>5,632</td> <td>5,474</td> <td>5,256</td> </tr> <tr> <td>1 改良区当たり面積</td> <td>242</td> <td>470</td> <td>477</td> <td>496</td> <td>505</td> <td>（確認中）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）農林水産省の資料</p>						年度	平成 16`	17`	18`	19`	平均	機能低下延長	276	312	354	264	301	標準耐用年数を超過した延長	9,155	9,942	10,668	11,755	10,308	年度	昭和 35`	平成 16`	17`	18`	19`	20`	土地改良区数	13,041	6,103	5,853	5,632	5,474	5,256	1 改良区当たり面積	242	470	477	496	505	（確認中）
年度	平成 16`	17`	18`	19`	平均																																								
機能低下延長	276	312	354	264	301																																								
標準耐用年数を超過した延長	9,155	9,942	10,668	11,755	10,308																																								
年度	昭和 35`	平成 16`	17`	18`	19`	20`																																							
土地改良区数	13,041	6,103	5,853	5,632	5,474	5,256																																							
1 改良区当たり面積	242	470	477	496	505	（確認中）																																							
予算額（21 年度）	<p>1 最小限のコストによる農業水利施設機能の保全 地域農業水利施設ストックマネジメント事業（公共）： 20 億円 基幹水利施設ストックマネジメント事業（公共）： 62.7 億円</p> <p>2 農業水利施設の適切な整備・更新 国営かんがい排水事業（公共・特会）： 1,830 億円</p>																																												
予想される主な問題点、課題	<p>1 農業水利施設の遊休化、利用低調等、事業効果があがっていない例。合理性のない事業評価により、事業効果が見込めない過大な施設整備を継続の例</p> <p>2 土地改良区による農業水利施設の保全管理が不適切なため、地域に必要な農業用水を安定的に供給できない例</p>																																												



	3 土地改良区の運営が法令、定款等に違反しており、その結果、農業水利施設の運用に支障が発生している例
<b>主な調査項目・視点</b>	<p>1 農業水利施設整備事業の実施状況 公共事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、農業水利施設の整備等を行う、国営かんがい排水事業等の実施状況を調査</p> <p>2 農業水利施設の維持管理の実施状況 農業水利施設の長寿命化・ライフサイクルコストの低減を図る観点から、農林水産省による技術指導の実施状況、これを踏まえた土地改良区による施設の維持管理の実施状況を調査</p> <p>3 土地改良区の運営状況 土地改良区の運営の適正化・運営基盤の強化を図る観点から、農林水産省及び都道府県による検査、土地改良区による監事監査の実施状況、農林水産省の合併推進による施策の実施状況等を調査</p>
<b>調査対象機関</b>	農林水産省、都道府県、市町村、関係団体
<b>検査結果報告での指摘（会計検査院）</b>	<p>平成 19 年度決算検査報告</p> <p>○ ため池等整備事業の実施に当たり、施工と設計が相違していて、機能の維持が確保されていない状態（国庫補助金 275 万円が不当）</p> <p>○ 新農業水利システム保全対策事業の実施に当たり、用水路の改修工事等を全く実施しておらず、補助事業の一部が実施されていない状態（国庫補助金 346 万円が不当）</p>
<b>予算執行調査での指摘（財務省主計局）</b>	<p>平成 19 年度予算執行調査（国営土地改良事業）</p> <p>○ コスト削減の取組みとして可能な限り新工法の導入を推進するとともに導入率の引き上げに努める必要。そのためには、施工実績の少なさや設計や積算等の情報不足に起因する検証の長期化、安全性への懸念等を踏まえ、それらの情報を収集・とりまとめし、地方農政局等へ提供することでその要因を解消させ、全国的に新工法の導入を積極的に推進する必要</p>
<b>（各府省独自）</b>	<p>[平成 20 年度政策の実績評価書]</p> <p>(施 策 目 標)： 農業用排水施設の適切な保全管理や更新整備による有効活用等により、用水供給機能及び排水条件の確保</p> <p>(年度目標値)： 毎年度、老朽化に起因する機能低下を生じた後に補修を行う基幹的農業用排水路の総延長について 301km を目標に抑制</p> <p>(年度実績値)： 284km [達成率：106%＝301÷284, 49×100]</p> <p>(評 価 結 果)： 良好な営農条件を備えた農業用水の確保が図られた。</p> <p>[平成 20 年度公共事業の事業評価（期中の評価）（国営土地改良事業等再評価）]</p> <p>○ 国営かんがい排水事業（8 地区）の投資効率は 1.01 から 1.11 とされ、事業継続が適当との評価</p> <p>[平成 20 年度事業評価（国営土地改良事業等の事前評価）]</p> <p>○ 平成 21 年度新規着工を要求する国営かんがい排水事業（9 地区）の総費用便益比は 1.00 から 1.71 とされ、すべて土地改良法令等や事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしていると評価</p>
<b>質 問 主 意 書</b>	<p>国営諫早湾干拓事業の農業用水に関する質問主意書（質問第 321 号、提出者 前原誠司議員 平成 19 年 12 月 12 日提出）</p> <p>○ 「国営諫早湾土地改良事業変更計画書（干拓）」によれば、干拓地営農で消費される水量を 492 万立方メートルと見込んでいるが、周辺畑地（たとえば諫早市の飯盛北部地区など）実施値と比べて過大ではないか。</p> <p>(答弁) 国営諫早湾土地改良事業の実施により造成した小江干拓地における日消費水量の実測値を基に、適正に算定しているところ</p>
<b>過去の勧告等</b>	<p>「大規模な農業基盤整備事業に関する行政監察」（平成 9 年 2 月勧告）</p> <p>① 事業目的の達成状況や今後の見通しの検討を行う等地区ごとの事業管理をよ</p>

	<p>り一層徹底し、必要な事業運営の見直しを実施。また、現在事業を休止している地区については、今後の事業運営の在り方について検討。その際、専門的な知識を有する技術者等の有識者の意見を聴取する仕組みを設けることについて検討</p> <p>② 農業基盤整備事業の受益地については、公用公共用施設用地の場合等を除き、事業実施中又は事業完了年度の翌年度から起算した8年を経過しない時点で農用地区域から除外からことのないよう県に対する指導を徹底。</p> <p>なお、事業実施中においては、不適正な除外が行われないよう関係機関間での連絡・調整の密接化</p>
--	--

(参考) 農業水利施設 (農業用排水施設)

施設の種類	説 明
農業用ダム	農業用水の取水を効率的に行うため河川をせき止め、用水の貯水・調節をする施設
頭首工	湖沼、河川などから用水路へ必要な用水を引き入れるための施設。(普通、取水位を調節するための取水堰と、取れいれ口及びその付帯施設から構成される)
排水機場	ほ場内の湛水防止のため、流入水を危害なく地区外に排水する設備を有する施設
用水機場	かんがいのための用水をポンプで送水する施設を有する施設

## 平成 22 年度実施予定の行政評価局調査テーマ候補の概要②

テーマ名	作成担当   内閣・総務・厚生労働・防衛担当室
背景事情・調査の目的 (ポイント)	<p data-bbox="499 304 1034 338"><b>防衛省調達業務等に関する行政評価・監視</b></p> <p data-bbox="499 349 655 383">【背景事情】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="499 394 1430 461">○ 17 年度以降に係る防衛計画の大綱（平成 16 年 12 月閣議決定）に示された防衛力の水準を維持するためには、調達業務等の合理化・効率化を図り、調達経費等の抑制を図ることが不可欠。</li> <li data-bbox="499 472 1430 539">○ 防衛省では、10 年 9 月以降、数度にわたる防衛調達関連の不祥事が発生し、その都度調達関係部局の組織改編を実施するなどの対策</li> <li data-bbox="499 551 1430 741">○ 19 年 9 月には、防衛施設庁を廃止した上で同庁建設部の実施部門を装備本部に統合し、装備施設本部を設置。また、入札談合・情報流出等一連の不祥事を受け、同年 9 月に防衛大臣直属で、検察官等を起用した防衛監察本部が設置され、独立した立場から法令遵守、談合防止等の内部監察機能を担当</li> <li data-bbox="499 752 1430 864">○ しかしながら、19 年 10 月には元事務次官の絡んだ防衛装備品過大請求等問題が発生。防衛装備品の調達への信頼が揺らいでいる状況であるため、これまでも増して合理化・効率化が必要</li> <li data-bbox="499 875 1430 987">○ 問題を受け内閣官房で開催された「防衛省改革会議」の 20 年 7 月の報告書で、<u>防衛調達における透明性・競争性の確保、責任の所在の明確化が重要な課題</u></li> <li data-bbox="499 999 1430 1111">○ また、平成 21 年度予算の編成等に関する建議、内閣官房行政支出総点検会議指摘事項等においても、改めて防衛調達の在り方が問われるとともに、一層の透明性・公正性の確保、効率化の推進が必要</li> </ul> <p data-bbox="499 1155 679 1189">【不祥事案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="499 1200 1430 1435">○ 背任事件 1993 年（平成 5 年）から 95 年（同 7 年）にかけて調達実施本部（以下「調本」）が、契約企業に対し、特別調査を行った結果、防衛庁から多額の過払いを受けていた事実が判明し、過払い額を返還。しかし、当時の調本本部長及び担当の調本副本部長が、企業幹部などと共謀の上、自己の保身をを図るなどの目的をもって返還額を不正に減額</li> <li data-bbox="499 1447 1430 1637">○ 富士重工業（株）会長などによる贈収賄事件 1996 年度（平成 8 年度）に開発に着手した海上自衛隊の救難飛行艇の試作製造分担の決定等に際し、同社に有利な取り計らいを得たい旨請託が行われ、その報酬として富士重工業会長及び前専務と元防衛政務次官が賄賂を授受</li> <li data-bbox="499 1648 1430 1760">○ 防衛施設庁官製談合 18 年に防衛施設庁の建設工事に係る競争入札妨害の容疑で、防衛施設庁現職幹部 2 人と O B 1 人が逮捕</li> <li data-bbox="499 1771 1430 1917">○ 元事務次官による便宜供与等 19 年、元事務次官が、装備品の調達について山田洋行側へ各種便宜供与を図るとともに、輸入調達の水増し請求をめぐり同社の不利益処分を回避するよう指示していたことが判明し、収賄容疑で逮捕</li> <li data-bbox="499 1928 1430 2040">○ 最近でも、航空自衛隊の備品調達における官製談合の疑い（21 年 6 月 18 日新聞報道等）が報じられるなど、改革後もこれらの諸問題に対して成果を挙げられるものとなっているかの検証が必要</li> </ul>

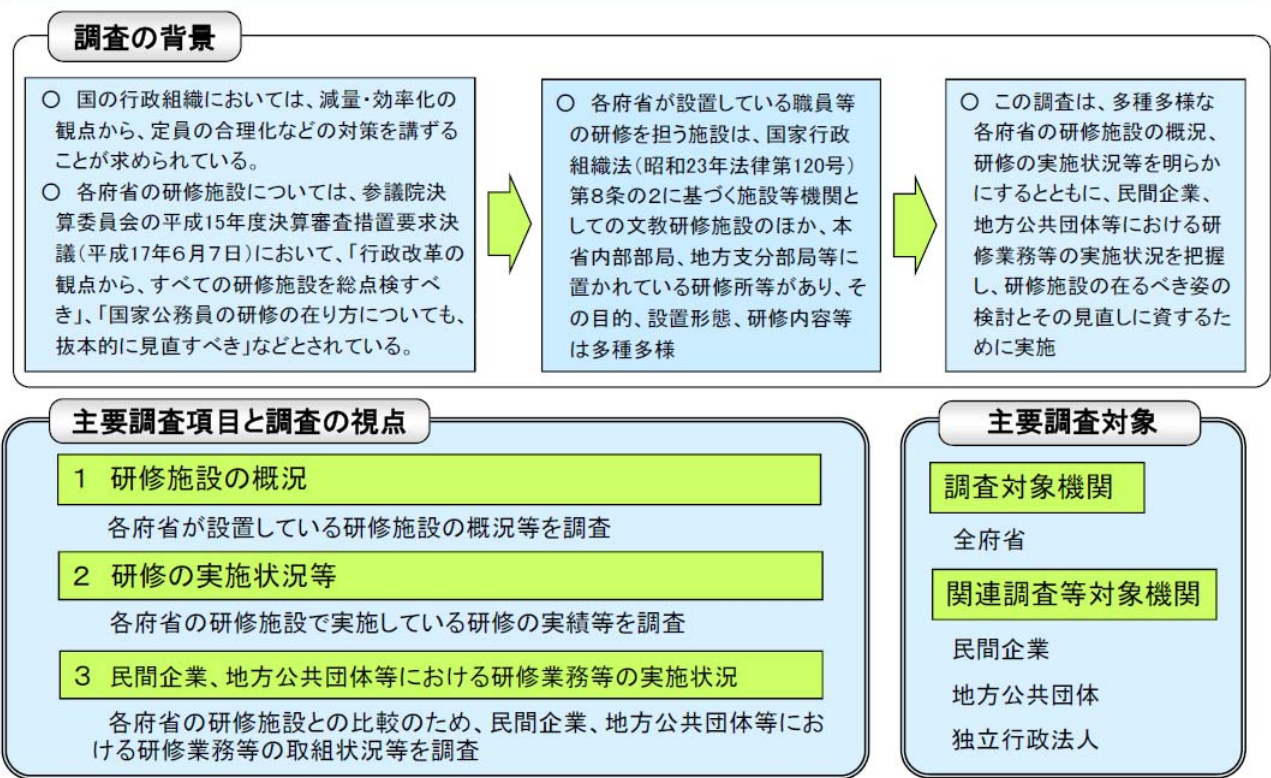
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本行政評価・監視は、防衛省における調達業務、補給業務及び整備業務の実施状況を調査し、業務運営の改善及び防衛省に対する国民の信頼確保を資することを目的</li> </ul>
関係閣議決定等	防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「防衛省設置法」(昭和29年6月9日法律第164号。最終改正：平成21年6月3日法律第44号)</li> <li>○ 「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令」(昭和49年3月8日。最終改正：平成20年3月31日庁訓第30号)</li> </ul>
主な関連指標の推移	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防衛省(旧防衛庁)では、自衛隊の任務遂行に必要な火器、誘導武器、電気通信、船舶、航空機、車両、機械、弾火薬類、食料、燃料等の装備品等や修理、輸送等の役務で主要なものを一元的に装備施設本部において調達(中央調達) その予算規模は、昭和29年の旧調達実施本部(現装備施設本部)発足当初、約4,600件、約240億円。調達量の増大等により昭和57年度以降は1兆円台、平成19年度は7,721件、約1兆3,034億円</li> <li>○ 中央調達品目とされていない品目、又は中央調達となっている品目において、①1件150万円以下のもの、②特に緊急の必要がある場合③特別の事由があり大臣の承認を受けた場合を満たしたものについては、調達要求元である各自衛隊等の会計機関でも、自ら調達を行うことができる(地方調達)とされており、予算規模は平成19年度7,361億円、中央調達のほぼ1/2相当</li> </ul>
予算額(21年度)	物件費(事業費)：2兆6,255億円(前年度：2兆6,486億円)
予想される主な問題点、課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 10年前より数度に渡って実施されている調達改革(制度面・教育面)が依然として浸透せず。</li> <li>○ 21年度から組織横断的なプロジェクトチームの活用により、ライフサイクルコストの管理強化を実施することとしたが、不十分</li> <li>○ 20年度から新たに制度改正されたインセンティブ契約制度の活用が低調、調達価格の低減等の効果が不十分</li> <li>○ 21年度から一般輸入調達に関し海外製造メーカーとの直接契約を推進することとしたが、依然として成果が上がらず。</li> <li>○ 装備品の集中調達を実施することにより、予算は縮減されたものの、部隊運用上の問題が発生、それに伴うコストが生じ、非効率</li> <li>○ 調達物品の在庫管理に不適正となっているものがあるなど、補給業務が不適正</li> <li>○ 内部監査を定期的にも実施も、形式的なものに止まっており、十分に機能せず。</li> </ul>
主な調査項目・視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調達改革の際に実施された事項が徹底されているか(地方を中心に)。</li> <li>○ 制度改正されたインセンティブ契約制度も使いづらいものとなっているか。また、利用させるための普及・促進活動は実施されているか。</li> <li>○ ライフサイクルコストの体制・手法等を調査</li> <li>○ 予算の効率的な執行を図るため、集中調達をすることとしているが、部隊等の運用上に問題は発生していないか、調査</li> <li>○ 調達物品の在庫管理は適正なものとなっており、適正な調達・補給業務が実施されているか状況を調査</li> <li>○ 監査体制及び監査時の資料等を確認し、形式的なものになっていないか等を調査</li> </ul>
調査対象機関	防衛省
検査結果報告での指摘(会計検査院)	<p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海上自衛隊で調達しているソノブイについて、品質保証期間を考慮</li> </ul>

<p>検査結果報告での指摘 (会計検査院)</p>	<p>して管理換の指示を行うなど適切な管理が行われるよう改善要求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重機関銃の物品管理に当たり、物品管理簿への記録方法を統一してすべての重機関銃を記録することとし、これを基に物品管理資料を作成するよう改善要求</li> </ul> <p>【平成 19 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所要量を大幅に超えて保管している廃電池について処分計画を作成するなどして売り払うよう適宜の処理要求</li> <li>○ 陸上自衛隊における給食の実施に当たり、方面隊ごとに定められた糧食費の定額の範囲内で行うことを明確にすることなどにより、糧食費の執行を適切に行うよう改善要求</li> <li>○ 海外を納地とする艦船用燃料油の調達において、契約相手方の取引実態に応じた為替レートを適用するなどして精算する仕組みの改善要求</li> <li>○ 航空自衛隊の補給処で保管中に有効期限が超過した救難機等搭載用の救難火工品等を訓練用として有効活用することにより、効率的な運用が行われるよう改善要求</li> </ul>
<p>予算執行調査での指摘 (財務省主計局)</p>	<p>【平成 19 年度予算執行調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自衛隊病院等で使用する治療用医薬品の単価等</li> <li>② 生活物品の単価等</li> <li>③ 着陸拘束装置の定期修理</li> </ul> <p>【平成 20 年度予算執行調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自衛隊病院などの衛生機能</li> <li>② 被服の調達</li> <li>③ 防衛装備品の一般輸入による調達</li> <li>④ 海上自衛隊の護衛艦の搭載機器の調達</li> </ul> <p>【平成 21 年度予算執行調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各自衛隊共通の航空機の整備・補給</li> <li>② 陸上自衛隊における弾薬等の処分事業</li> </ul>
<p>(各府省独自)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「取得改革委員会」(平成 8 年)</li> <li>○ 「防衛調達制度調査検討会」、「防衛調達改革本部」(11 年 4 月取りまとめ)</li> <li>○ 「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会」(18 年 6 月取りまとめ)</li> <li>○ 総合取得改革推進プロジェクトチーム (20 年 3 月取りまとめ)</li> <li>○ 防衛省改革本部 (平成 20 年)</li> </ul>
<p>過去の勧告等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「防衛庁調達業務等に関する行政監察－調達実施本部－」(11 年 3 月防衛庁に勧告) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 調達実施本部における調達業務の適正化 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 調達契約における競争性の確保</li> <li>(2) 予定価格の算定の適正化</li> </ul> </li> <li>2 不正事案の再発防止 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 企業に対する原価監査等の徹底・適正化</li> <li>(2) 調達業務に対する内部監視体制の強化</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 「防衛庁調達業務等に関する行政監察－陸上自衛隊を中心として－」(12 年 1 月防衛庁に勧告) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 調達業務の経済的かつ効率的な実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約方式の見直し等</li> <li>(2) 需給統制品目の見直し等</li> </ul> </li> <li>2 補給・整備業務の迅速かつ効率的な実施</li> <li>3 調本支部・調達管理事務所の業務・組織の見直し</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「防衛庁調達業務等に関する行政監察－海上自衛隊及び航空自衛隊を中心として－」（12年12月防衛庁に勧告） <ul style="list-style-type: none"> <li>1 調達業務の適性かつ経済的な実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般競争契約の拡大等</li> <li>(2) 競争性の適切な発揮</li> <li>(3) 指名業者数の拡大</li> <li>(4) 予定価格の決定方法の適正化と競争の活性化</li> <li>(5) 契約に係るチェックシステムの充実等</li> <li>(6) 監督・検査等の公正性効率性の確保</li> </ul> </li> <li>2 補給業務の迅速かつ効率的な実施</li> </ul> </li>   <li>○「防衛施設の建設・管理等に関する行政評価・監視」（15年10月防衛庁に勧告） <ul style="list-style-type: none"> <li>1 防衛施設の取得・管理業務の運営の効率化及び合理化</li> <li>2 防衛施設の建設工事に関する業務の運営の適正化等</li> <li>3 防衛施設周辺対策事業の運営の適正化等 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅防音事業の運営の効率化及び合理化</li> <li>(2) 民生安定施設設置助成事業の適正化</li> </ul> </li> <li>4 防衛施設事務所及び出張所の整理合理化</li> </ul> </li>   <li>○「契約の適正な執行に関する行政評価・監視」（20年12月全府省に勧告）</li> </ul>
<p style="text-align: center;">備 考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合取得改革推進PT報告書（20年3月28日）及び防衛省改革会議報告書（7月15日）における提言を踏まえ、8月に「防衛省における組織改革に関する基本方針」及び「防衛省改革の実現に向けての実実施計画について」を取りまとめ</li> <li>○ 20年12月、「22年度における防衛省組織改革に関する基本的考え方」を取りまとめ。装備施設本部で「総合取得改革に係る装備施設本部の取組について（防衛調達抜本改革プラン（中間的なとりまとめ）」を公表</li> <li>○ 「骨太の方針2009」（21年6月23日閣議決定）で、21年度から防衛項目が新設。その中で、「防衛計画の大綱の修正等の検討を進め、国の諸施策との調和を図る中で、効率的な防衛力の整備を着実に推進」「選択と集中の考え方の下、真に必要な防衛生産・技術基盤の確率に努めるとともに、防衛調達等の改革を実施」とされている。</li> <li>○ 「わが国の防衛産業政策の確立に向けた提言」（21年7月14日経団連）で、①適正予算の確保と重要分野への集中投資、②輸出管理政策の見直しによる安全保障強化と国際平和維持挙げ、政府の一貫した防衛産業政策の策定を防衛大綱に盛り込み実行すべき、との指摘</li> <li>○ 中央・地方調達データの一元的な管理を行うためのシステムについて、設計に関する部外委託調査を実施し、構築（21年度～22年度）。</li> <li>○ 中央での一括調達によってコスト低減が可能な装備品は中央調達に移行するなど、中央調達・地方調達の区分の在り方を含め、地方調達の見直しについて、自衛隊の活動や地域との関係も考慮しつつ検討</li> </ul>

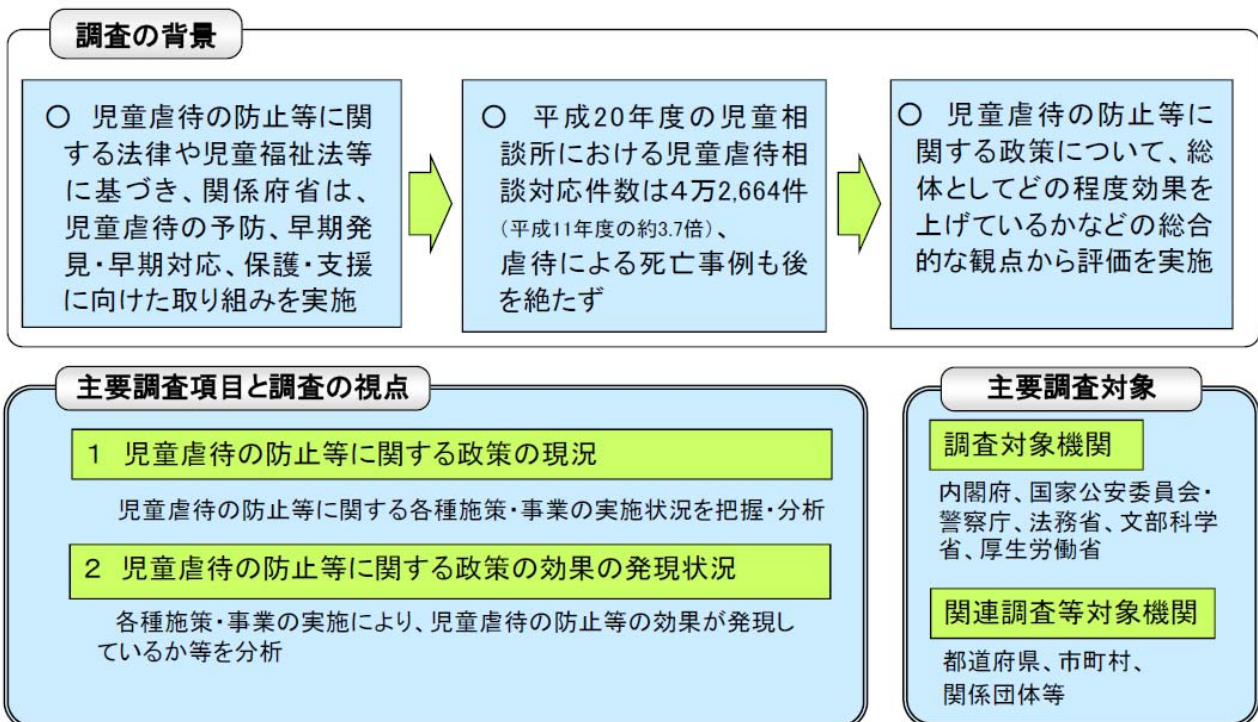
## 平成22年度実施予定の行政評価局調査テーマ候補の概要③

テーマ名：職員研修施設に関する調査



## 平成22年度実施予定の行政評価局調査テーマ候補の概要④

テーマ名：児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）



## 平成 22 年度実施予定の行政評価局調査テーマ候補の概要⑤

(規制改革等担当室)

	実施予定年度	平成 22 年度									
テ ー マ 名	「テレワークの推進に関する政策評価」(総合性確保評価)										
政 策 の 概 要	<p>【政策の目的、内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ テレワーク (ITを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方) は、少子高齢化が進展し、労働力人口の減少が見込まれる中、ワーク・ライフバランスや個々人の置かれた状況に応じた多様で柔軟な働きかたを可能とし、今後の人口構成の急激な変化に対応できる、次世代の経済社会基盤や家庭、地域社会基盤の構築等に寄与</li> <li>○ 具体的には、女性・高齢者・障害者等の就業機会の拡大、育児・介護等と就労との両立の実現、定住の促進による地域活性化、渋滞や通勤問題の是正、交通代替によるCO2削減、仕事の生産性・効率性の向上など、様々な社会的効果が期待</li> <li>○ 政府は、平成 19 年 5 月に「テレワーク人口倍増アクションプラン」(テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定) を策定し、①テレワークに必要な条件・基盤整備等、②テレワーク普及に向けた分野別普及推進施策、③公務員テレワークの普及推進施策の 3 つの施策を総合的かつ集中的に実施</li> </ul> <p>【最近の重要な制度改正等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「重点計画-2006」(平成 18 年 7 月 26 日 IT 戦略本部決定) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2010 年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の 2 割を実現</li> </ul> </li> <li>○ 「日本経済の進路と戦略～新たな「創造と成長」への道筋～」(平成 19 年 1 月 25 日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレワーク人口の倍増を目指すなど、ITを活用した就業機会の拡大</li> <li>・ テレワーク等の在宅勤務の普及など、関連制度の見直しや環境整備の推進</li> </ul> </li> <li>○ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成 19 年 12 月 18 日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレワーカー比率を 2010 年までに 20%</li> </ul> </li> </ul>										
当該政策の成果目標及び効果の発現状況	<p>【政策の成果目標、実績等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記のアクションプラン等において、<u>2010 年までに 2005 年比でテレワーカー(注)人口比率倍増を図り、テレワーカーの就業人口に占める割合 2 割を達成すること</u>を目標</li> <li>○ テレワーカー率(国土交通省調べ) <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>2002 年度</td> <td>2005 年度</td> <td>2008 年度</td> <td>2010 年度</td> </tr> <tr> <td>6.1%</td> <td>10.4%</td> <td>15.2%</td> <td>(20%以上)</td> </tr> </table> (注) テレワークを 1 週間あたり 8 時間以上行う人 </li> </ul> <p>【政策効果に関する事実(肯定論、実証事例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネットの常時接続の急増による着実なテレワーク人口の増加(テレワーカー率の上昇)</li> </ul> <p>【政策効果に対する疑問点等(否定論、反証事例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ テレワーカー比率 2 割を達成するためには、一層の普及促進が必要ではないか(企業に対するテレワークに関するメリットの周知徹底)</li> </ul>			2002 年度	2005 年度	2008 年度	2010 年度	6.1%	10.4%	15.2%	(20%以上)
2002 年度	2005 年度	2008 年度	2010 年度								
6.1%	10.4%	15.2%	(20%以上)								



	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業規模別や業種別の取組状況にばらつきはないか。</li> <li>○ 企業の活力や生産性の向上及び個々人のワークライフバランスの充実等に十分に寄与しているか。</li> </ul>
効果の発現を阻害していると想定される課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国や地方公共団体による周知が不十分なことによる企業における認識不足</li> <li>○ 職場における環境整備が不十分</li> <li>○ 企業による情報セキュリティ管理の強化や景気低迷の影響</li> </ul>
実施年度選定の理由	平成 18 年度から、全府省がテレワークの推進に関する施策に取り組んでいることから、一定の実績に基づいた評価が可能
調査対象機関	全府省、地方公共団体、関係団体、企業等

## 平成 22 年度実施予定の行政評価局調査テーマ候補の概要⑥

作成担当		総務課地方業務室																											
テーマ名	公共職業安定所における未充足求人対策に関する行政評価・監視																												
背景事情・調査の目的 (ポイント)	<p>(背景事情)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 21 年 8 月の有効求人倍率は、0.42 倍で前月に引き続き過去最悪の水準となっており、また、完全失業率は過去最悪となった前月より 0.2 ポイント改善したものの 5.5%となるなど、雇用情勢は依然として厳しい状況</li> <li>○ しかしながら、新規求人数に対する就職件数の割合は約 3 割 (※) で、公共職業安定所に提出される求人の約 7 割は未充足 (以下「未充足求人」という。) となっており、公共職業紹介における労働力の需要と供給のミスマッチの解消が喫緊の課題</li> </ul> <p>(※) 平成 21 年 8 月の新規求人数は 43 万 9,024 人、就職件数は 14 万 448 人。充足率 (就職件数/新規求人数) は 32%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共職業安定所では、未充足求人対策として、i) 求職者に対し、情報提供の強化、求職者に対するカウンセリングの強化などの求職支援を実施、ii) 事業者に対し、地域の求職者の希望条件等の情報を提供し、求人条件の緩和等の相談・援助を行うなどにより、未充足求人のフォローアップを強化</li> <li>○ しかし、公共職業安定所の中には、i) 未充足求人の把握や発生の原因分析及びその活用が不十分となっている、ii) 求人社対策が不十分である、iii) 求職者に対するカウンセリング対応 (方法及び内容) が不十分である、iv) 求人者及び求職者に対する地域の労働市場情勢の提供が不十分である、v) 求職担当部門と求人担当部門の連携が不十分となっている等の未充足求人対策が十分に行われていないものがあるとの指摘</li> </ul> <p>(調査の目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この行政評価・監視は、公共職業安定所における需給調整機能を強化する観点から、未充足求人対策の実施状況を調査</li> </ul>																												
関係閣議決定等	「骨太 2008」及び「骨太 2009」において、雇用の充実や雇用・生活保障セーフティネットの整備の実現。しかし、未充足求人対策に関する言及なし																												
関係法律	職業安定法 (昭和 22 年法律第 141 号)																												
主な関連指標の推移	<p>表 公共職業安定所の求職者の就職率 (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>14 年</th> <th>15 年</th> <th>16 年</th> <th>17 年</th> <th>18 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26.7</td> <td>28.8</td> <td>30.7</td> <td>31.6</td> <td>32.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 厚生労働省職業安定局</p> <p>表 充足率 (就職件数/新規求人数) の推移 (単位: 人、件、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20 年 8 月</th> <th>21 年 7 月</th> <th>21 年 8 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規求人数 (A)</td> <td>600,933</td> <td>479,563</td> <td>439,024</td> </tr> <tr> <td>就職件数 (B)</td> <td>126,201</td> <td>154,962</td> <td>140,448</td> </tr> <tr> <td>充足率 (B/A)</td> <td>21.0</td> <td>32.3</td> <td>32.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「一般職業紹介状況」(厚生労働省、平成 21 年 8 月分)</p>			14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	26.7	28.8	30.7	31.6	32.4	区分	20 年 8 月	21 年 7 月	21 年 8 月	新規求人数 (A)	600,933	479,563	439,024	就職件数 (B)	126,201	154,962	140,448	充足率 (B/A)	21.0	32.3	32.0
14 年	15 年	16 年	17 年	18 年																									
26.7	28.8	30.7	31.6	32.4																									
区分	20 年 8 月	21 年 7 月	21 年 8 月																										
新規求人数 (A)	600,933	479,563	439,024																										
就職件数 (B)	126,201	154,962	140,448																										
充足率 (B/A)	21.0	32.3	32.0																										
予算額 (21 年度)	<p>(当該年度予算の主要事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「新雇用戦略」の推進 (7,101 億円の内訳) <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の自立の実現—3 年間で 100 万人の正規雇用化— 334 億円</li> <li>・女性の就業希望の実現—3 年間で最大 20 万人の就業増— 4,334 億円など</li> </ul> </li> </ul>																												

	(平成 21 年度職業安定行政関係予算) 一般会計：187.4 億円、労働保険特別会計：2,340.7 億円
予想される主な問題点、課題	1 未充足求人の把握、原因分析及びその活用が適切に行われず。 2 求人者対策（条件緩和の助言等）が適切に行われず。 3 求職者対策（カウンセリング等）が適切に行われず。 4 求人者及び求職者に対する情報提供（頻度、方法及び内容等）が適切に行われず。
主な調査項目・視点	1 未充足求人の把握及び原因分析並びに原因分析結果の未充足求人対策への活用状況 2 未充足求人のフォローアップの実施状況 3 求職者に対するカウンセリングの実施状況 4 求職者及び求人者に対する情報提供及び指導・助言の実施状況
調査対象機関	厚生労働省、労働局、公共職業安定所、民間職業紹介事業者
検査結果報告での指摘 (会計検査院)	
予算執行調査での指摘 (財務省主計局)	
過去の勧告等	【「高齢者雇用対策に関する行政評価・監視(全国計画調査：平成 13 年度)】 厚生労働省は、高齢者の雇用を促進する観点から、安定所において、求職者のニーズや開拓した求人に係る分析、その結果を踏まえた適切な求人開拓計画の作成及び未充足求人の原因の分析・検討等一般職業紹介業務取扱要領で定める業務について、その確実な実施を指導徹底する必要あり
備考	国は、平成 21 年 10 月 23 日、緊急雇用対策本部を設置、「 <b>「</b> 貧困・困窮者、新卒者支援」 <b>」</b> 、「 <b>3 つの重点分野における雇用の創造</b> 」等を内容とする緊急雇用対策を決定。21 年度末までに 10 万人程度の雇用を創出

## 平成 22 年度実施予定の行政評価局調査テーマ候補の概要⑦

テ ー マ 名	作成担当   内閣・総務・厚生労働・防衛担当室
背景事情・調査の目的 (ポイント)	<p>障がい者雇用に関する行政評価・監視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年の「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査」(厚生労働省)によると、15歳以上64歳以下の障がい者のうち就業している者の割合は、身体障がい者134.4万人(推計値)のうち43.0%、知的障がい者35.5万人(推計値)のうち52.6%、精神障がい者35.1万人(推計値)のうち17.3%。</li> <li>○ i) 「障害者施策総合調査」(平成20年内閣府)によれば、稼働収入を得ながら生活することを望んでいる障がい者は、全体の75.4%、ii) 「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査」(18年厚生労働省)でも、就業していない障がい者の約半数が就業希望を持っているなど、障がい者の就労意欲に高まり。</li> <li>○ しかし、平成20年における障がい者の職業紹介状況等(厚生労働省)をみると、求職件数12.0万件、就職件数4.4万件、就職することができない者(有効求職者数)は多数</li> <li>○ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)により雇用義務が課されている従業員56人以上規模の企業の平成21年度の障害者雇用率は1.63%で、17年以降上昇傾向。しかし、法定雇用率(民間企業で1.8%等)に対しては、いまだ低い水準。特に、中小企業における雇用の改善に遅れ</li> <li>○ このような状況を踏まえ、厚生労働省は、平成20年に創設し「特定就職困難者雇用開発助成金」等を活用し、障害者の雇用維持・拡大を図ること等を内容とする「障害者雇用維持・拡大プラン」を取りまとめ。これに基づく施策の着実な実施により、障がい者の雇用・就労支援のさらなる充実強化</li> <li>○ この行政評価・監視は、障がい者の雇用促進対策の実施状況を調査し、関係行政の改善に資する。</li> </ul>
テーマの訴求点(一言)	障がい者雇用の推進
関係閣議決定等	○ 障害者基本計画(平成15年～24年の10年計画。平成14年12月閣議決定)
関係法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)</li> <li>○ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)</li> </ul>
政策ツール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用の義務化と「障害者雇用納付金」制度</li> <li>○ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(地域障害者職業センター)による職業リハビリテーションサービスの提供、障害者雇用に関する事業主への支援(ジョブコーチの派遣等)</li> <li>○ 障害者就業・生活支援センター(都道府県知事が認定した社会福祉法人、NPO法人等)による就労継続支援事業(雇用型、非雇用型)</li> <li>○ 地域の事業主団体等を活用した「障害者雇用に関する意識改革促進事業」の推進</li> <li>○ 発達障害者の就労支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの推進</li> </ul> </li> <li>○ 事業主への助成金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定就職困難者雇用開発助成金</li> <li>・ 試行雇用奨励金</li> </ul> </li> </ul>

<p>予算額（21年度）</p>	<p>○ 障害者に対する就労支援の推進 228 億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業等における障害者雇用促進のための重点的な支援 (15 億円)</li> <li>・ 雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化 (59 億円)</li> <li>・ 障害特性に応じた支援策の充実強化 (14 億円)</li> <li>・ 障害者に対する職業能力開発支援の充実 (64 億円)</li> <li>・ 「工賃倍増5か年計画」の推進 (17 億円)</li> </ul> <p>（「工賃倍増5か年計画」の推進は、事業仕分けの対象となり、22年度予算額を縮減されたところ。）</p>
<p>予想される主な問題点、課題</p>	<p>1 雇用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用促進法においては、障がい者の雇用の促進を図るため、事業主に対し、障害者雇用率（民間企業で1.8%※）に相当する人数の身体障がい者・知的障がい者の雇用を義務づけているが、十分遵守されず。 また、精神障がい者は雇用義務の対象ではないが、精神障害保健福祉手帳保持者を雇用している場合、各企業の雇用率に算定が可能とされているが、手帳の取得が行われていない例がある一方、非雇用者の手帳を用いて雇用率の水増し。 （※）障害者雇用率：①一般の民間企業：1.8%、②特殊法人等：2.1%、③国、地方公共団体：2.1%、④都道府県等の教育委員会：2.0%</li> <li>・ 公共職業安定所は、毎年、事業主から雇用状況報告を求め、雇用率未達成の事業主に対して指導。しかし、雇用率未達成企業のうち過半数を占める不足数が1人である企業の解消、障がい者を雇用していない企業における障がい者雇用の推進等、重点的・効果的な指導が行われず。</li> <li>・ 厚生労働省は、障がい者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障がい者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業（常用雇用労働者301人以上の事業主。ただし、2010（平成22）年7月1日から201人以上、2015（平成27）年4月1日からは101人以上の事業主。）から納付金を徴収し、一定水準を超えて障がい者を雇い入れる事業主に対して調整金等を支給。納付金については制度の妥当性の指摘、未納付企業に対する督促が十分行われず。</li> <li>・ 法定雇用率の算定に当たっては、重度身体障がい者又は重度知的障がい者は、それぞれその1人の雇用をもって、2人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとカウント（ダブルカウント）。また、短時間労働者は原則的に雇用率にはカウントされないが、重度身体障がい者又は重度知的障がい者については、それぞれ1人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとカウント。しかし、このような算定方法は適当ではないとの指摘あり。</li> </ul> <p>2 事業主に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省は、昭和56年度から、障がい者などの就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部について、特定就職困難者雇用開発助成金（※）を支給。しかし、法定雇用義務の対象者に対しても、同助成金を支給することは疑問 （※）1 中小企業事業主を対象に、1年6か月（重度障がい者等は2年）間で135万円（重度障がい者等は240万円）。 2 本助成金は「雇用保険二事業に関する行政評価・監視」においても調査</li> <li>・ 厚生労働省は、障がい者雇用の経験のない中小企業において、初めて障がい者を雇用した場合に、奨励金（100万円）を支給する障害者初回雇</li> </ul>

用奨励金を平成20年度（21年2月6日～）に創設。しかし、同奨励金の対象は従業員56人～300人の企業。法定雇用義務の対象企業と重複しているほか、対象者は1人のみであることから、効果を危惧する指摘あり。

- ・ 厚生労働省は、安定的な障がい者雇用を促進するとともに地域の障がい者雇用の拡大を図るため、失業中の障がい者等を新たに雇用して、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立した事業主に助成金（会社を設立し、10人以上の雇用で2,000万円以上等）を支給する特例子会社等設立促進助成金を平成20年度に創設。当該助成金の効果が上がっているか把握の必要あり。

- ・ 厚生労働省は、中小企業における障がい者雇用の促進を図るため、事業協同組合等（※1）が「雇用促進事業」（※2）を行う場合、その経費の一部を助成する事業協同組合等雇用促進事業助成金を平成21年度に創設。当該助成金の効果が上がっているか把握の必要あり。

（※）1 水産加工業協同組合、商工組合、商店街振興組合、事業協同組合

2 雇用促進事業とは、障害者雇用促進法第45条の3第1項第3号に規定する事業

- ・ 障がい者の雇用環境を整備するための助成等として、i) 障がい者を雇い入れるため、作業施設の設置・整備や重度障がい者の雇用管理のために職場介助者を配置する事業主等に対する助成金の支給、ii) 重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等を5人程度以上雇用する事業主が、事業施設等の設置・整備又は土地を取得する場合、必要な資金を低利で融資する制度などあり。制度の周知不足等により活用が低調

### 3 職業相談・職業紹介等

- ・ 公共職業安定所においては、就職を希望する障がい者に対して、求職登録から就職後のアフターケアまで一貫した支援が行われていないこともあり早期離職者が後を絶たない。また、障がい者に対する専門の相談員、求人開拓担当員が不足

- ・ 厚生労働省は、障がい者に関する知識や雇用経験がない事業所に対し、障がい者雇用のきっかけをつくり一般雇用への移行を促進するため、短期の試行雇用（トライアル雇用※）を推進しているが、実績が低調、あるいは、3か月経過後の離職者が多いなど、事業が効果的に行われているか疑問。

（※）公共職業安定所の職業紹介により、事業主と対象障がい者との間で短期間（原則3か月間）の有期雇用契約を締結した場合に奨励金を支給

### 4 職業能力開発の推進

- ・ 障がい者の職業訓練は、一般の公共職業能力開発校のほか、障害者職業能力開発校においても行われているが、障がい者（求職者）の障害特性やニーズに応じた専門的できめ細かな職業訓練となっていないことから、就職に結びつかないとの意見

- ・ 厚生労働省は、平成21年度から都道府県に障害者職業訓練トレーナーを配置し、企業現場等を活用した実践的な職業訓練を実施する中小企業などに訓練カリキュラムの策定から就職に至るまでの一貫した支援を実施しているほか、離職者等を対象として実施している委託訓練の対象を新たに在職障害者に広げ、職場定着や職種転換に伴い必要となる職業訓練を実施。これらの訓練の効果が上がっているか把握する必要あり。

主な調査項目・視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 雇用の促進状況</li> <li>2 事業主に対する支援状況</li> <li>3 職業相談・職業紹介等の実施状況</li> <li>4 職業能力開発の推進状況</li> </ul>
調査対象機関	厚生労働省、都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県、関係団体等
留意すべき周辺情報	障害者自立支援法の見直し（廃止）と新たな制度に留意
検査結果報告での指摘 (会計検査院)	<p>○平成 18 年度  ((独) 高齢・障害者雇用支援機構 不当事項 役務)  障害者雇用納付金関係業務等に係る委託業務の実施に当たり、委託業務の経費に架空の賃金、旅費等を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの</p> <p>○平成 19 年度  ((独) 高齢・障害者雇用支援機構 不当事項 役務)  障害者雇用納付金関係業務等に係る委託業務の実施に当たり、委託業務の経費に架空の旅費等を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの</p>
予算執行調査での指摘 (財務省主計局)	該当なし
(各府省独自)	<p>○内閣府  ・障がい者制度改革推進会議（平成 22 年 1 月 12 日～）</p> <p>○厚生労働省  ・障害児支援の見直しに関する検討会（平成 20 年 7 月 22 日 報告）  ・発達障害者支援の推進にかかる検討会（平成 20 年 8 月 29 日 報告）  ・労働政策審議会障害者雇用分科会</p>
質問主意書	<p>○衆議院  障害者雇用促進に関する質問主意書（(民) 中根康浩議員）  （平成 16 年 10 月 12 日提出 質問第 13 号）</p> <p>○参議院  精神障がい者の雇用に関する質問主意書（(民) 平野達男議員）  （平成 20 年 2 月 18 日提出 質問第 40 号）</p>
過去の勧告等	<p>○ 「障害者の就業等に関する政策評価」（平成 15 年 4 月 15 日大臣通知）</p> <p>○ 「障害者の雇用就業に関する行政評価・監視」（平成 8 年 5 月 20 日勧告）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者雇用促進制度の見直し <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 精神薄弱者を含む雇用率の設定</li> <li>(2) 除外率の見直し</li> <li>(3) 身体障害者雇用納付金制度の見直し</li> </ol> </li> <li>2 障害者雇用対策の充実 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法定雇用率の達成指導 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 民間企業に対する雇入れ計画作成命令の発出範囲の見直し</li> <li>イ 都道府県教育委員会における法定雇用率の達成のための環境整備</li> </ol> </li> <li>(2) 重度障害者の雇用対策の推進</li> <li>(3) 障害者職業能力開発校における入所対象者の拡大</li> <li>(4) 障害者職業相談員の有効活用</li> <li>(5) 税制上の優遇措置の利用の促進</li> </ol> </li> <li>3 特殊教育諸学校高等部における職業教育及び就職指導の充実</li> </ol> <p>☆ 国は、「障がい者制度改革推進会議」を設け、この中で雇用についても検討を予定（第 1 回 22 年 1 月 12 日、第 2 回 2 月 2 日、第 3 回 2 月 25 日（予定））</p>